

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成28年1月22日第18回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義

(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男

3. 欠席委員

(公選) なし

(選任) 戸田和代

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 平成27年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について

日程 第8 承認第3号 平成26年度地籍調査事業による地目変更について

5. 議事

(議長)ただいまから、平成28年第18回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、3番雨田委員、5番赤坂委員を指名します。

(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数1件、筆数1筆、面積1,340㎡、畑でございます。これらの件につきましては農地法第3条第2項

各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の2番石堂委員の説明をお願いします。

(2番委員)はい2番、石堂です。議案第1号第1項順位1について説明をいたします。去る1月16日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,340㎡です。譲渡人、住所大阪府泉佐野市〇〇〇〇番地の6、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。〇〇さんにつきましては〇〇〇〇さんの〇〇でございます、現在新規就農者として頑張っている方でございます。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、大平の十文字から〇〇〇〇に行きまして、〇〇〇〇に突き当たるところでございます。それを右側に行きますと公民館、左側に行きますと、ずっと上がっていけば〇〇〇のグラウンドに通じる道がございます。その〇〇〇〇から約200m上がった右側の土地でございます、ちょうど道からは〇〇〇〇さんの〇〇〇〇も見えておりますけども、ちょうどその下の方に50mくらい行った右側の畑でございます。〇〇さんの住宅からも50mくらいしか離れていないところの場所でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いをいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1については、許可することにご異議ありますか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1については、許可することに決定します。

(議長)次に、日程第4、議案第2号、「農地法第5条申請について」を議題とします。

第1項順位1について、担当調査委員の11番日高信行委員の説明をお願いします。

(11番委員)11番、日高信行でございます。議案第2号第1項順位1、農地法第5条申請について説明をいたします。申請人、借人、〇〇〇〇さん、貸人、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんの住所 中種子町納官〇〇〇〇番地2。〇〇〇〇さんの住所 中種子町納官〇〇〇〇番地4。申請農地

の表示でございますが、大字納官，字〇〇，地番〇〇〇〇番地1，地目畑，面積499㎡。転用目的，一般住宅。申請理由，現在借家住まいのため，父より申請地を借り受けて，自己の住宅を建築したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域内，農振農用地内2種農地（その他の農地）。棟数面積等，居宅115.20㎡，倉庫30.70㎡，合計145.90㎡。建ぺい率29.23%でございます。この案件につきましては，先般1月15日午前9時20分より，濱脇会長，石堂委員，雨田委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下，現地調査を実施いたしました。場所でございますけれども，国道58号線の〇〇〇〇から〇〇〇〇へ約700m行きますと，〇〇〇〇へ通じる道路があります。その〇〇〇〇へ，すぐ入り込みますと，すぐ右側にお父さんの〇〇〇〇さんの住宅があります。その南側に位置する隣接地になります。この案件は，申請者が現在借家住まいのため，両親宅の隣に申請地をお父さんより借り受けて，自己の住宅を建築したいということでございます。この農地は農振農用地内であり，農用地区域除外申請中であり，被害防除の計画も出されております。排水計画においても道路に設置されている側溝を利用するとのこと。現地で十分検討した結果，周辺への支障もないと思われ，委員の皆様のご審議を，よろしくお願いいたします。以上です。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ございません。

(事務局)ありません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項順位2について担当調査員の14番濱脇が説明します。

(14番委員)議案第2号第1項順位2，農地法第5条申請は私，濱脇が説明いたします。申請人は譲受人が〇〇〇〇さん。住所は中種子町野間〇〇〇〇番地7。譲渡人が〇〇〇〇さん。住所 大阪府吹田市〇〇〇〇3番2-302号。申請農地の表示は，大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇番地4，地目畑，地積は697㎡です。転用目的はその他，店舗・駐車場・コンテナハウスの設置となっております。申請理由につきましては，喫茶店及びアウトドアショップの経営を行うため，今回申請地を購入し，店舗の建築及び，駐車場の計画を立てた。また，カヤックツアーで使用する道具等の保管場所が不足しているため，コンテナハウスを設置したいとあります。実現性はあり。土地利用規制等につきましては，都市計画区域内，農振農用地内2種農地（その他の農地）です。棟数面積等は，店舗が49.76㎡。コンテナハウスが29.72㎡。駐車場が200㎡，計が279.48㎡となっております。建ぺい率が11.40

%です。この案件につきましては、先般1月15日午前9時より、下村委員、雨田委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇から100m程、〇〇〇〇の県道に面した畑です。この案件は申請人が現在〇〇〇〇集落に居住しており、兼ねてより、店舗に適した場所を探していたところ、申請地を求めるにあたりました。この農地は面積が697㎡であります。店舗であるため、駐車場スペース、倉庫等も必要なことなど面積についても理由書も添付されております。申請地の前を県道が通っており、側溝も整備されており、周りに対する、被害防除計画書も出されております。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆様のご審議を、よろしくお願いし

(議長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員) ございません。

(事務局) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(11番委員) はい。

(議長) はい、11番お願いします。

(11番委員) 11番日高ですが、1点だけ、申請農地の表示の面積が697㎡ということで、500㎡を若干オーバーしてるんじゃないかと思うんですけども、これで申請が出来るんでしょうか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) 申請はできます。500㎡というものにつきましては、一般住宅を目的としてございます。今回の場合は店舗ということで、駐車場は建ぺい率の中に入れてございませませんが、駐車場と店舗等を造るにあたって、面積が必要であるということも理解できる場所です。あと、県の担当者と協議をして、土地の形状等が三角地で、あと、残り197㎡を残すとなっても、農地として利用ができるというものではないということで理由書をつけてもらえれば、支障のない案件であるとの意見をいただいております。以上でございます。

(11番委員) 理解できました。

(議長) はい。他に質疑・意見はございませんでしょうか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第2号、第1項順位1から順位2については、決定することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」の第1項順位1から順位2については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議 長)次に、日程第5、議案第3号「平成27年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第3号、平成27年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について説明をいたします。件数96件、筆数140筆、面積171,259㎡です。尚、平成26年の農地法改正により、総会や農地部会にて農地・非農地判断ができるようになりました。また、これまでは判断の前に所有者等への判断をする旨の通知、現況確認が必要であったが、これらの手続きも省略されたことを申し添えます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議 長)只今より、地図による確認の時間を設けたいと思いますのでしばらく休会します。

休 会

(議 長)それでは再開します。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員)3番、いいですか。

(議 長)はい、どうぞ。

(3番委員)雨田ですけども、野間の〇〇〇〇さんの熊野にある土地で、圃場整備になる可能性がある土地があったんですけど、これには載ってないと思うんですけど、これ以外はだめですか。

(議 長)事務局をお願いします。

(事務局)はい、今回の案件につきましては、この資料に載っている5頁からですね、16頁までというかたちで、この案件につきましてご審議をいただければと思っております。

(3番委員)はい、わかりました。

(議 長)他に、質疑はありませんでしょうか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、非農地とすることにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「平成27年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」は、非農地とすることに決定しました。

(議 長)次に、日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の17頁をお開きください。承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」。平成28年1月29日を公告日とする利用権設定、賃貸借権1件、筆数1筆、面積2,144㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の18頁から20頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものについて

は、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の21頁をお開き下さい。承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」説明いたします。件数3件、筆数12筆、変更面積52,356㎡。契約年数6年、10年、合意による解約でございます。尚、詳細につきましては、資料の22頁から26頁に添付しております。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ございません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号、「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に日程第8、承認第3号「平成26年度地籍調査事業による地目変更について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。総会資料の27頁をお開き下さい。承認第3号「平成26年度地籍調査事業による地目変更について」説明いたします。この案件については、農地整備課地籍調査係より、国土調査法による地籍調査を実施した結果の地目変更についての通知、照会がありました。28頁から35頁の農地以外から農地になったものが19筆、面積が24,535㎡。36頁から51頁の農地から農地以外になったものが69筆、面積が65,950.69㎡ということです。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に地籍調査実施地区担当委員の1番鮫島達委員の説明をお願いします。

(1番委員)1番鮫島達です。承認第3号「平成26年度地籍調査事業による地目変更について」説明いたします。この案件につきましては先般1月18日午前9時より、濱脇会長、事務局長、農地整備地籍調査係の係

長と事務局の立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。調査の結果、28頁から51頁に記載されている地目の変更については地籍調査のとおりであることを確認しました。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「平成26年度地籍調査事業による地目変更について」の件は承認することに決定しました。これで、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成28年第18回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労さまでした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者